

次世代重点分野立地促進助成金の申請受付を開始します



脱炭素社会の推進や「子育てしたいまち、次世代を共に育むまち」の実現に向け、脱炭素、子育て、モビリティ分野の次世代を担う重点分野の企業の立地を支援するため、「次世代重点分野立地促進助成金」の申請受付を開始します。

さらに、脱炭素先行地域に選定されたみなとみらい21地区※で、再生可能エネルギー由来の電力を活用して立地する場合は、助成額を拡充（上乘せ）し、脱炭素の取組を後押しします。

※脱炭素先行地域とは、環境省が公募する地域で、2030年度までに「民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロ」などの要件を地域特性に応じて実現する地域です。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/senkouchiiki.html>

【概要】

対象分野 及び 助成金額	<p>【対象分野】 ①脱炭素 ②子育て ③モビリティ</p> <p>助成額（上限）500万円 ※対象事業所の賃借面積が250㎡以上の場合</p> <p>【みなとみらい21地区に立地し、事業所等の電力消費に伴うCO₂排出を実質ゼロとする場合】</p> <p>助成額（上限）125万円【上乘せ】 ※対象事業所の賃借面積が250㎡以上の場合</p>
主な要件	<p>(1) 設置する事業所（本社、研究所など）で行う事業が、対象分野に該当すること</p> <p>(2) 従業員数、事業所の床面積など、所定の要件を満たすこと</p> <p>(3) 建物の賃貸借契約等の締結の前日までに、事業計画概要書を提出すること</p> <p>(4) 令和7年1月末までに、事業所を設置すること</p> <p>※上記以外にも、申請企業の財務内容、事業継続（2年間）など、複数の要件があります</p>
申請期間	令和6年4月26日（金）から令和7年1月31日（金）まで
按分交付	申請額が予算額を上回った場合は、予算の範囲内で按分して交付します。
申請までの 手続き の流れ (概要)	<p>(1) 事前相談 事前に、立地計画等をご説明いただきます。担当が、対象分野への該当の有無などを確認しますので、まずは、電話やe-mailなどで、担当までお問い合わせください。 《問合せ先》 電話：045（671）2594 e-mail：ke-kigyo@city.yokohama.lg.jp</p> <p>(2) 事業計画概要書の提出（エントリー） 建物賃貸借契約などの締結の前日までに、「事業計画概要書」をご提出いただきます。</p> <p>(3) 事業開始 従業者数など所定の要件を満たして、事業所を開設していただきます。 (期限：令和7年1月31日)</p> <p>(4) 交付申請（本申請） 事業所の立地内容に基づいて、「助成金交付申請書」等をご提出いただきます。</p>
制度の 詳細	<p>※制度の詳細については、下記 URL をご確認ください</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/yuchi/support/seido/sokusikin.html</p>

お問合せ先

立地促進助成金について 経済局企業投資促進課長 菅原 真一郎 Tel 045-671-3894

脱炭素先行地域について 脱炭素・GREEN×EXPO推進局カーボンニュートラル事業推進課長 松下 功 Tel 045-671-2636

* 本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。